

印刷機1台売払(近畿農政局) 仕様書

1. 売払物品

品目	印刷機
製品名	ORPHIS GD9630
取得年月日	令和2年2月7日
重量	175kg
規格	別紙1のとおり

2. 所在地

京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 近畿農政局1階 印刷室(別紙のとおり)

TEL:075-414-9046

3. 引渡時期

入金確認次第。**令和8年10月5日から令和8年11月13日までの間**

4. その他

- 売払代金は**契約締結後**、歳入徴収官の発行する納入告知書により入金する。
- 現地での下見を希望する場合は見積依頼公告「6. オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問」に記載の通り希望すること。
- 引渡に際し、発生する事務手数料等の諸費用は受注者負担とするので、売払代金に含めて見積もること。
- 当仕様書に定めのない事項については、担当職員と協議すること。

5.環境配慮のチェック・要件化

主な環境関係法令の遵守

受注者(受託者)は、物品・役務(委託事業を含む)の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする

- | | |
|---|--|
| (1) エネルギーの節減
・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 | (昭和54 年法律第 49 号) 等 |
| (2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 | (平成12 年法律第100 号)
(令和 3 年法律第 60 号) 等 |
| (3) 生物多様性への悪影響の防止
・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 | (平成28 年法律第 48 号) |
| (4) 環境関係法令の遵守等
・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 | (平成19 年法律第 56 号) |

受注者(受託者)は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- | |
|--|
| ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。
ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。 |
|--|

仕様書別紙1

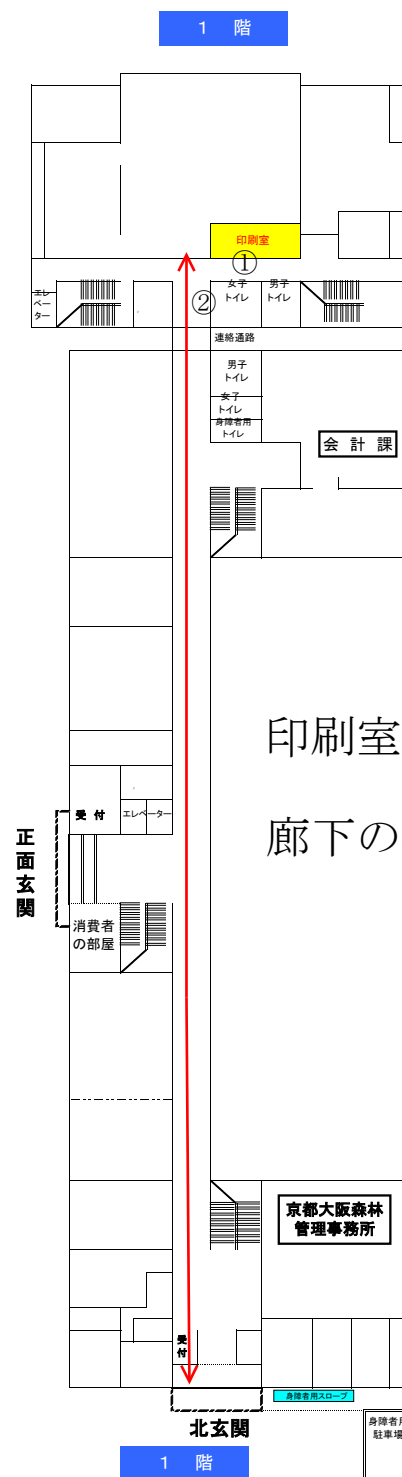
ORPHIS GD9630



左・真ん中・右で分解可能

規格	左	ヨコ:52 奥行:73 高さ:73
	真ん中	ヨコ:115 奥行:73 高さ:110
	右	ヨコ:115 奥行:73 高さ:118

仕様書別紙2 (印刷機搬出経路)



印刷室から北玄関までは約100m

廊下の横幅は約220cm 連絡通路間は130cm

印刷室出口（幅130cm程度）



連絡通路（最も狭い幅で110cm程度）

